

青森県公害防止条例（騒音関係）

○騒音関係施設

1 工場等の用に供するもの	(1) ディーゼルエンジン	出力が7.5kW以上であること
	(2) ガソリンエンジン	
	(3) クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kW以上であること
	(4) オイルバーナー	燃焼能力が重油換算で1時間当たり15ℓ以上であること
2 土石又は鉱物の加工の用に供するもの	(1) 切断機	原動機の定格出力が3.75kW以上であること
	(2) せん孔機	原動機の定格出力が2.25kW以上であること
	(3) 研磨機	原動機の定格出力が2.25kW以上であること
3 マッチ軸木の製造の用に供するもの	(1) 軸むき機	
	(2) 軸きざみ機	
	(3) 選別機	
	(4) 乾燥機	
	(5) 軸そろえ機	
4 繊維工業の用に供するもの	(1) 動力打綿機	
	(2) 動力混打綿機	
5 製鋼の用に供するもの	製鋼機（電動機を用いるものに限る。）	